

都市整備部

都市整備政策課

- 1 都市整備施策の総合的企画及び調整に関すること。
- 2 部内における建設工事契約事務の総括に関すること。
- 3 土地区画整理法の規定に基づく不服申立てに関すること。
- 4 部内における訴訟、不服申立て等に係る事務に関すること。
- 5 埼玉県震災予防のまちづくり条例の施行（都市における震災の予防に関する基本的な方針等に関することに限る。）に関すること。
- 6 さいたま新都心に係る総合的企画及び調整に関すること。
- 7 さいたまスーパーアリーナ及びけやきひろば等の管理に関すること。
- 8 県土整備事務所との連絡調整（都市整備部に係る事務に限る。）に関すること。

都市計画課

- 1 都市計画に係る総合的企画及び調整に関すること。
- 2 都市計画法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（市町村による基本構想の作成支援及び路外駐車場に関することに限る。）に関すること。
- 4 駐車場法の施行（道路環境課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 5 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関すること。
- 6 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の施行に関すること。
- 7 都市計画法施行法の施行（住宅地造成事業に関する法律の廃止に伴う経過措置に関することに限る。）に関すること。
- 8 宅地造成等規制法の施行に関すること。
- 9 租税特別措置法の施行に基づく優良な宅地及び住宅の認定に係る指導に関すること。
- 10 独立行政法人住宅金融支援機構法第16条に基づき委託された災害予防関連工事（宅地造成等規制法に関するものに限る。）の審査に関すること。
- 11 さいたま市都市整備公社に関すること。
- 12 田園都市づくり課の庶務、予算及び経理に関すること。
- 13 建築安全センターとの連絡調整（都市計画法に基づく開発行為等の規制に関することに限る。）に関すること。
- 14 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 15 前各号に掲げるもの及び他の機関において所掌するものを除くほか、都市計画に関すること。

市街地整備課

- 1 土地区画整理法の施行に関すること。
- 2 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の施行に関すること。
- 3 新住宅市街地開発法の施行に関すること。
- 4 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行に関すること。
- 5 都市再開発法の施行に関すること。
- 6 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 7 住宅地区改良法の施行に関すること。
- 8 伊奈特定土地区画整理事業の施行に関すること。
- 9 新都市建設事務所との連絡調整に関すること。

田園都市づくり課

- 1 田園都市産業ゾーンづくり及び県北部の産業系土地利用の推進及び調整に関すること。
- 2 景観法の施行（農業政策課において所掌するものを除く。）及び埼玉県景観条例の施行に関すること。
- 3 屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の施行に関すること。

公園スタジアム課

- 1 都市公園等に係る総合的企画及び調整（みどり自然課において所掌するものを除く。）に関すること。

- 2 都市公園法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。
- 3 彩の国みどりの基金等を活用した都市部の緑化に関する事。
- 4 埼玉県公園緑地協会に関する事。
- 5 営繕・公園事務所との連絡調整（都市公園等に関する事に限る。）に関する事。
- 6 大宮公園事務所との連絡調整に関する事。
- 7 前各号のほか、都市公園等（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

建築安全課

- 1 建築基準法の施行に関する事。
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（建築物に関する事に限る。）に関する事。
- 3 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく勧告、適合状況報告、改善計画等（建築物に係るものに限る。）に関する事。
- 4 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく事務の受託に関する事。
- 5 建築士法の施行に関する事。
- 6 建築物の防災指導に関する事。
- 7 浄化槽法に基づく浄化槽の構造基準及び浄化槽工事の技術上の基準に関する事。
- 8 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事。
- 9 埼玉県地球温暖化対策推進条例の施行（建築物の新築等に係る環境への配慮に関する事に限る。）に関する事。
- 10 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行（低炭素建築物に関する事に限る。）に関する事。
- 11 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行（除却の必要性に係る認定及び容積率の特例に関する事に限る。）に関する事。
- 12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事。
- 13 宅地建物取引業法の施行に関する事。
- 14 積立式宅地建物販売業法の施行に関する事。
- 15 不動産特定共同事業法の施行に関する事。
- 16 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行（宅地建物取引業者の届出等の受理に関する事に限る。）に関する事。
- 17 建築安全センターとの連絡調整に関する事。

住宅課

- 1 住宅行政の総合的企画及び調整に関する事。
- 2 住生活基本法の施行に関する事。
- 3 住宅建設資金の助成及び融資に関する事。
- 4 住宅相談業務に関する事。
- 5 公営住宅法の施行に関する事。
- 6 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事。
- 7 県営住宅の建設及び建替事業等に関する事（営繕課及び設備課において所掌するものを除く。）。
- 8 県営住宅の維持管理に関する事。
- 9 市町村営住宅の支援に関する事。
- 10 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の施行に関する事。
- 11 住宅市街地盤整備事業に関する事。
- 12 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行（都市計画に住宅市街地の開発整備の方針を定める事に限る。）に関する事。
- 13 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行（高齢者福祉課において所掌するものを除く。）に関する事。
- 14 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行（建築安全課において所掌するものを除く。）に関する事。
- 15 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。
- 16 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行（建設管理課及び建築安全課において所掌するものを除く。）に関する事。

17 埼玉県住宅供給公社に関すること。

18 前各号のほか、住宅に関すること。

営繕課

1 県有建物の営繕（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

2 設備課の庶務、予算及び経理に関すること。

3 営繕・公園事務所との連絡調整（公園スタジアム課において所掌するものを除く。）に関すること。

設備課

県有建物の設備（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。